

障害者雇用企業等認定申請書及び障害者雇用状況計算書記載マニュアル

障害者雇用企業等認定申請書（様式第1号）

1 法人コード

当該年度における名古屋市の一般（指名）競争入札参加資格を認定されている場合は、6桁の法人コードを記入してください。

※13桁の法人番号ではないのでご注意ください。

2 事業区分

下記のうち該当するものを記入してください。その他の場合は具体的に記入してください。

農林水産業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、金融・保険業、卸売・小売業、不動産業、サービス業、その他

3 事業内容

取扱品目等を具体的に記入してください。

4 資本金

資本金を千円単位で記入してください。

5 常用雇用労働者数

常用雇用労働者とは次のように1年以上継続して雇用される方をいいます。ただし、1年以上継続して雇用されている方であっても、1週間の所定労働時間が20時間未満の方は含みません。1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者と20時間以上30時間未満の労働者において記入してください。

イ 雇用期間の定めのない労働者

ロ 一定期間（1か月、6か月等）を定めて雇用されるものであっても、その雇用期間が反復更新されて事実上イと同様の状態にあると認められるもの。

ハ 日々雇用される者であっても、雇用契約が日々更新されて事実上イと同様の状態にあると認められるもの。

6 事業所数

本店、支店、営業所等の合計数を市内、市外に分けて記入してください。

7 市内事業所の雇用状況

(1) 常用雇用労働者の総数

障害者雇用状況計算書（様式第2号）の「(8) 常用雇用労働者数の総数」欄の合計数を市内の事務所分合計して記入してください。

(2) 基礎となる常用雇用労働者数

障害者雇用状況計算書（様式第2号）の「(9) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数」欄の合計数を市内の事業所分合計して記入してください。

(3) 障害者雇用数

障害者雇用状況計算書（様式第2号）の「障害者雇用状況（13）合計」欄の合計数を市内の事業所分合計して記入してください。

(4) 認定障害者雇用数

「(2) 基礎となる常用雇用労働者数」に100分の2.5（申請区分が障害者雇用促進企業の場合にあっては100分の4.0）を乗じて得た数（その数に1人未満の端数がある場合には、その端数を切り上げる。）を記入してください。

8 障害者雇用企業等として認定された場合、企業名の公表の可否

障害者雇用企業等として認定された企業については「障害者雇用企業等名簿」に登載することになりますが、この名簿を公表する際、公表用の名簿に登載してかまわなければ可、公表の

障害者雇用企業等認定申請書及び障害者雇用状況計算書記載マニュアル

名簿に登載したくない場合は否に○を記入してください。

障害者雇用状況計算書（様式第2号）

市内の事務所ごとに作成してください。（障害者を雇用していない市内事務所については、（1）会社名・事務所名（2）所在地、（6）常用雇用労働者数および（7）短時間労働者数のみ記入し、提出してください。）

- （1）会社名・事務所名
会社名及び支店、営業所等の名称を記入してください。
- （2）所在地
（1）の所在地を記入してください。
- （3）除外率の産業分類
別添の除外率表の「日本標準産業分類番号」を記入してください。
- （4）除外率
別添の除外率表の「除外率」を記入してください。
- （5）障害者雇用算定年月
認定申請を行う日の属する月以前12か月間が算定年月になります。
- （6）常用雇用労働者数
各月の初日の常用雇用労働者数を記入してください。常用雇用労働者とは、次のように1年以上継続して雇用される方をいいます。ただし、1年以上継続して雇用されている方であっても、1週間の所定労働時間が20時間未満の方は含みません。
 - イ 雇用期間の定めのない労働者
 - ロ 一定期間を定めて雇用される者で、その期間が反復更新されて事実上イと同様の状態にあると認められる者。
 - ハ 日々雇用される者で、雇用契約が日々更新されて事実上イと同様の状態にあると認められる者。1週間の所定労働時間が30時間以上である労働者の数を（6）に記入してください。（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である労働者の数は次の（7）に記入してください。）
- （7）短時間労働者数
各月の初日の常用雇用労働者である短時間労働者数を記入してください。短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者をいいます。
- （8）常用雇用労働者数の総数
（6）常用雇用労働者数と、（7）短時間労働者数を2で割った数を合計してください。
- （9）法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数
（8）常用雇用労働者の総数から（8）常用雇用労働者の総数に（4）除外率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。）を控除した数を記入してください。
- （10）常用雇用障害者数
（6）常用雇用労働者数のうち、常用雇用障害者数を記入してください。
「身体障害者」は、原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する方、7級の障害を2つ以上重複している方とします。
「重度身体障害者」は、身体障害者のうち1級又は2級とされる方です。

障害者雇用企業等認定申請書及び障害者雇用状況計算書記載マニュアル

「知的障害者」は、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律第9条の障害者職業センターにより知的障害者と判定された方とします。

「重度知的障害者」は、知的障害者のうち次のいずれかに該当する方です。

イ 愛護手帳等で療育程度が「A」とされている方

ロ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医による愛護手帳等の「A」に相当する程度（特別障害者控除を受けられる程度等）とする判定書をもらっている方

ハ 障害者職業センターにより「重度知的障害者」と判定された方

「精神障害者」は、精神障害者保健福祉手帳の等級が1級から3級に該当する方です。

(1 1) 短時間労働障害者数

次の条件に該当する方について記入してください。

イ 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満であること

ロ 1年以上引き続き雇用されることが見込まれること

(1 2) 超短時間労働障害者数

次の条件に該当する方について記入してください。

イ 1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満であること

ロ 1年以上引き続き雇用されることが見込まれること

(1 3) 合計

合計欄にある数式「 $(イ+ロ) \times 2 + ハ + ニ + ホ + ヘ + ト + (チ+リ) \div 2 + ヌ + (ル+ヲ+ワ) \div 2$ 」に従って、各月毎に計算し記入してください。（常用雇用障害者である重度身体障害者（イ）及び重度知的障害者数（ロ）は2倍し、短時間労働障害者である重度身体障害者以外の身体障害者数（チ）、重度知的障害者以外の知的障害者数（リ）、超短時間労働者である重度身体障害者数（ル）、重度知的障害者（ヲ）及び精神障害者数（ワ）は2で割る。）